

前橋市内店舗応援電子チケット事業加盟申請要領

1 事業の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者をより広く支援するため、支援が十分に及ばない市内の小規模事業者への経済支援のため。

(2) 実施概要

利用者は事前に自身のスマートフォンに「前橋市内店舗応援電子チケット」をダウンロードし提示する。事業者は、決裁機器である電子スタンプ機器を使い、スマートフォンの画面をふれ、決裁を行う簡易、迅速な事業。

2 申請要件

支援要件は、以下のすべての要件を満たす者とします。

(1) 飲食、物産等の小売業及び理美容、宿泊業の生活関連サービス業で常時雇用する従業員が5人以下の小規模事業者で事業所等を市内におく事業収入を得ている事業者

(2) 別添前橋市内店舗応援電子チケット加盟店規約に同意した者。

(3) 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しない者。

3 申請手続

(1) 募集期間

令和2年6月1日（月）から同年6月10日（水）まで(当日消印有効)。

(2) 募集店舗数は400店舗とし、応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

(3) 申請書類の提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で申請してください。

申請書類の様式は、市ホームページからダウンロードして、「申請に必要な書類」に定める書類を、レターパックや簡易書留等、追跡可能郵便で下記の送付先へ郵送してください。

また、申請書類一式を市役所1階デジタルサイネージスタンド・未来の芽創造課・各支所・各市民サービスセンター・K' B I X元気21まえばし1階に設置します。

(4) 送付先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所未来の芽創造課

(5) 申請に係る問い合わせ

前橋市未来の芽創造課

電話：027-898-6427

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 加盟の決定

- (1) 申請書類を受理後、その内容を審査し、適正と認められる場合に加盟決定通知を発送します。
- (2) 加盟の決定に関しては、発送をもってかえさせていただきます。

5 説明会について

- (1) 加盟店決定事業者へは、別途本事業に係る説明会の開催について案内いたします。
- (2) 開催日時は、令和2年6月25日（木）を予定しています。
- (3) 説明会に参加いただいた加盟店に、電子スタンプ等を貸与させていただきます。

6 事業実施期間

令和2年7月1日（水）から10月31日（土）まで

7 申請に必要な書類

- (1) 前橋市内店舗応援電子チケット加盟店誓約書兼申込書
- (2) 本人確認書類（法人代表者のもの）
 - ・運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し
- (3) 通帳等のコピー
 - ・金融機関名、本支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ

8 その他

- (1) 加盟の決定後、申請内容に虚偽等が発覚した場合は、加盟を取り消すとともに電子スタンプを返還していただきます。
- (2) 申請書類一式は返却しません。また、必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。

(フリガナ) 担当者名		連絡先 (携帯番号・ メールアドレス等)	
ホームページ (URL)			
パソコン・タブレット端 未保有有無	保有している	保有していない	
メールアドレス			

PC やタブレット等が本事業に必須ということではありませんが、加盟店での決済情報は PC やタブレット等を通じて管理画面からご確認いただくことになります。また、メールアドレスについては、加盟店用管理画面のログイン情報登録等に必要となります。

なお、携帯キャリアのメールアドレスの場合、加盟店管理画面の情報がメールで届かない可能性がありますので、できる限り携帯のキャリアメール以外をご記入ください。

※支給要件チェックシート (申請者がはい・いいえの□にチェックを入れてください)

<p>① 飲食、物産等の小売業及び理美容、宿泊業の生活関連サービス業で常時雇用する従業員が5人以下の小規模事業者で事業所等を市内におく事業収入を得ている事業者 □はい・□いいえ</p> <p>② 前橋市内店舗応援電子チケット加盟店規約に同意する □はい・□いいえ</p> <p>③ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しない □はい・□いいえ</p>
--

※申請書類チェックシート (申請者が提出前に確認してください)

<p>□前橋市内店舗応援電子チケット加盟店誓約書兼申込書（様式第1号）</p> <p>□ 本人確認書類の写し</p> <p>□ 通帳等のコピー</p>
